

令和4年度 第3回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
第4回地域福祉活動推進委員会 合同会議 議事録（公表用）

日時：令和5年2月10日（金）午前10時～11時
場所：豊田市役所元城庁舎西棟3階 会議室

1 出席者

（1）豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

①地域福祉専門分科会委員

安藤 敏市（豊田市民生委員児童委員協議会）、伊藤 大介（日本福祉大学社会福祉学部助教）、
幸村 的美（豊田市社会福祉協議会）、小松 理佐子（日本福祉大学社会福祉学部教授）、
阪田 征彦（障がい者支援施設 むもん）、佐合 恭治（市民公募）、
松本 清彦（一般社団法人豊田市身障協会）、水野 和之（豊田市区長会）、
村瀬 和好（市民公募）、山田 美津子（豊田市ボランティア連絡協議会）、
山村 史子（名古屋医専教官）

<欠席者>

稲垣 令一（豊田市高齢者クラブ連合会）、坂元 玲介（とよた多世代参加支援プロジェクト）

②事務局 福祉部 柴田部長、柴田副部長、梅田参事
地域包括ケア企画課 花木課長、伊地知副課長、小林担当長、鈴木主査

③関係課 福祉総合相談課 大内課長、橋本副課長

（2）豊田市地域福祉活動推進委員会

①地域福祉活動推進委員

安藤 忠司（下山支所推進委員会）、江口 秀和（連合愛知豊田地域協議会）、
加藤 国治（豊田市介護サービス機関連絡協議会）、木本 光宣（ユートピア若宮）、
酒井 保彦（豊田市自主防災会連絡協議会）、杉山 勝久（豊田市民生委員児童委員協議会）、
鈴木 隆之（豊田市区長会）、鈴木 理香（トヨタ地域包括支援センター）、
中屋 浩二（梅ヶ丘学園）、三井 克哉（豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会）、
山村 史子（とよた市民福祉大学運営委員会）

<欠席者>

伴 幸俊（豊田地域医療センター）、松尾 英樹（豊田市高齢者クラブ連合会）、
八鍬 幸雄（ボランティアセンター運営委員会）

②事務局 豊田市社会福祉協議会

事務局：中田事務局長、安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室長、総務課：中村課長、
共生推進課：大谷課長、大地副課長、鈴木進担当長、暮らし応援課：永井課長

2 次第

（1）福祉部長あいさつ

（2）専門分科会長、推進委員会委員長あいさつ

（3）議題

（1）第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 改訂版について（協議事項）

（4）連絡事項

3 主な意見（要旨）

（1）【委員】（専門分科会）

- ・ 基本目標 4・重点取組 2「支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築」は、地域福祉の観点で一番大事である。その表記が最後の項目で少し記載されているだけで少々残念。
- ・ E モニターの結果について、「自分が手助け・協力できること」と「となり近所の人に手助け・協力してほしいこと」の回答に大きなギャップが出ている。具体的には、「話し相手や相談相手」、「声かけや安否確認」の2つである。「できること」と「求めること」のギャップがどのような意味を持つかを考察していくことも大事なことだと思う。
- ・ 中日新聞の記事にもあったが、厚生労働省は一体的に伴走するような支援を進めているとのこと。各地域での取組数など目標を定め、そこに向かって進めていけると良いと思う。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 包括的な相談体制や支援の仕組みについては、基本目標 1・重点取組 1「総合相談体制の推進」として、重層的支援体制推進事業を着実に実践していくとして、今回改めて計画に位置付けたところである。
- ・ 「支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築」については、制度ではなく、そういった機運を高めていくものとして、基本目標 4 の「福祉風土の醸成」の取組として整理している。

【委員】（専門分科会）

- ・ 中日新聞によると、「自治体職員は民間人と一緒に地域に入って課題を把握し、関係部署で連携して対処するのが重要」とある。地域に任せるだけではなく、行政職員自ら采配や伴走するといった気持ちを持って地域に入っていくと事は進まないと思う。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 重層的支援体制推進事業の着実な実践こそが、地域と共に伴走支援していくことにつながっていくと考えている。

（2）【委員】（推進委員会）

- ・ 頭の中を整理するためには、このような計画が必要だと思うが、あくまでも行政的な考え方であり、評価指標については思うところもある。評価指標に「研修・会議の数」や「相談の数」などあるが、達成したから良かったのではなく、現場でどのような効果があったかなどを共有すべき。
- ・ 計画を作って終わりではなく、ここからがスタート。計画が頭でっかちになってしまっ、内容が現場まで伝わっていないこともある。いかに支援者である地域のボランティア団体や活動団体に内容を広めて、巻き込んでいくかだと思う。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 評価指標として数字は設定するが、今後の進捗管理・評価の段階では、エピソードも交えてどのような効果があったかを含めて紹介する予定である。引き続き、事業の推進にご協力をお願いしたい。

（3）【委員】（推進委員会）

- ・ 資料 2 の民生委員・児童委員の活動環境の改善推進について、新たな取組として「●相談事例集の活用、先進事例等の研究」が加えられており、とても良いと思った。資料 3 の該当部分には、具体性が薄れているのが残念。可能であれば、今後やっていくことを具体的に記載してほしい。記載があることで、民生委員の心の負担軽減にもなる。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 具体的な表現となるよう改めさせていただく。

(4) 【委員】(専門分科会)

- ・ 前回指摘した略称や難しい単語について、早速、資料3の用語説明にて対応いただき感謝。
- ・ 日本には認知症高齢者が600万人とされているが、その内、成年後見制度を利用しているのは約23万人で4%を切っている利用率である。制度自体も、関係者であれば知っているが、一般市民は知らないという人が圧倒的だと思われる。市役所や関係各位の方はご尽力いただいていると思うが、家族のあり方や法律の中身に問題があると思う。
- ・ 新聞等で報じられているが、国が民法改正を検討しており、後見制度の見直しが始まっている。主な課題としては、①一度後見制度を利用すると、認知症本人が亡くなるまで辞めることができないこと、②後見制度利用中に、諸般の事情で契約条件の変更を家族などが申し出ても認められないこと、③後見人への報酬の費用対効果に不満があり、利用者の8割が現行制度に不満不信があることの3点が挙げられる。
- ・ 国の状況も確認しつつ、成年後見制度利用促進計画にも改正事項を反映してほしい。
- ・ また、西三河の中核市では豊田市以外は岡崎市も豊橋市も市民後見制度はないが、名古屋市、尾張旭市、瀬戸市、長久手市、東郷町などではそろって市民後見制度を積極的に取り入れている。
- ・ ただ豊田市を含め、ほとんどが法定後見制度の後見人で、任意後見制度の後見人はわずかである。法律上は何も縛りはないはずなので、利用しやすい任意後見制度への市民後見人の登用をお願いしたい。

【事務局】(市：福祉総合相談課)

- ・ 今年度、成年後見制度利用促進計画の中間見直しを行っているところだが、昨年度、国が計画を見直しており、その計画に基づいて、内容を反映させている状況。
- ・ 民法改正等の背景もある中、基本的には、法定後見人は弁護士、司法書士や社会福祉士といった専門職の方が多く担われている。今後、高齢化に伴い、認知症の方が確実に増加していくが、その中で後見制度自体が立ち行かなくなることが危惧されている。
- ・ 本市としても、「成年後見制度とまではいかないが、何らかの支援が必要な方」への仕組みづくりを検討し、現在、国のモデル事業として実施している。今後、これらの取組や市民後見人の活用についても、見直しをしながら進めていきたい。

(5) 【委員】(専門分科会)

- ・ 資料3の用語説明について。「自立支援協議会」の正式名称は「地域自立支援協議会」である。ただ単に抜けていただけなのか、あえて「地域」を抜いたのか。あえて抜いたのであれば理由を知りたい。

【事務局】(市：地域包括ケア企画課)

- ・ 現計画の記載方法を踏襲したものであり、正式名称に修正させていただく。

(6) 【会長】(専門分科会)

- ・ 新規の計画策定であれば、もっと表現や記載する内容について意見もできたと思うが、今回は改訂版ということで、大幅に現計画の形を変えることは難しく、事務局も苦労があったと思う。
- ・ 酒井委員からも話があったとおり、大切なことは計画冊子を作ることよりもどう推進していくか、またそれをどうやって評価していくかということ。来年度は、きちんと推進するための議論をしていきたい。

4 連絡事項

事務局から案内

- ・ 住民のための地域福祉活動実践セミナーについて
- ・ とよた市民福祉大学の第8期募集要項について

以上